

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	高齢者医療給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、高齢者医療給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高齢者医療給付に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、山口県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、被保険者（75歳以上の人、65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人）の資格管理、資格確認書等の発行、医療給付、保険料賦課、徴収に関する業務を行っている。 光市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者にかかる申請、届出又は申出の受理及びそれらに係る事実審査又は応答に関する事務 ②資格確認書等に係る事務 ③医療給付の支給に関する事務 ④保険医療機関に対する一部負担金にかかる措置に関する事務 ⑤医療給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収・還付に関する業務
③システムの名称	1 後期高齢システム 2 標準システム（窓口システム） 3 団体内統合利用番号連携サーバー 4 中間サーバー ※標準システムは、山口県後期高齢者医療広域連合に設置される標準システムサーバー群と、当市に設置される窓口端末で構成される。

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療資格管理情報ファイル、後期高齢者医療給付情報ファイル、後期高齢者医療賦課情報ファイル、後期高齢者医療収納情報ファイル、後期高齢者医療滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項、別表の85の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月19日法律第38号） 第9条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 115、117の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年12月24日デジタル庁令第10号） 第2条第25項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	環境市民部市民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	環境市民部市民課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1428
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・特定個人上の記載がある申請書等の進達 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄 等	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)等に則り、漏洩・消滅・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。具体的な取組みとしては、 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管 ・特定個人情報を含む書類を郵送する際は、宛先に間違いはないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどダブルチェックを実施 ・廃棄書類のダブルチェックを実施 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	I－7	総務部総務課 山口県光市中中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課 山口県光市中中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	I－8	市民部市民課 山口県光市中中央六丁目1番1号 0833-72-1400	市民部市民課 山口県光市中中央六丁目1番1号 0833-72-1428	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	I－3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、別表第一項59の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号) 第46条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、別表第一項59の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号) 第46条	事後	誤記修正
平成29年9月6日	I－5－②	市民課長 田村 和男	市民部次長兼市民課長 田村 和男	事後	平成29年4月1日付変更
平成30年6月11日	I－5－②	市民部次長兼市民課長 田村 和男	市民部次長兼市民課長 古迫 登志郎	事後	平成30年4月1日付変更
令和1年6月28日	II－1	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II－2	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I－5－②	市民部次長兼市民課長 古迫 登志郎	課長	事後	
令和1年6月28日	IV	－	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	I－4－①	実施しない	実施する	事後	
令和2年6月10日	I－4－②	－	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施するへの変更に伴い、法令上の根拠の	事後	
令和2年6月10日	II－1	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	II－2	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和3年7月7日	IV－6 目的外の入手が行われるリス	－	十分である	事後	
令和3年7月7日	IV－6 目的外の入手が行われるリス	－	十分である	事後	
令和3年7月7日	II－1	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月7日	II－2	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年7月22日	I－3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、別表第一項59の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号) 第46条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、別表第一の59の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号) 第46条	事後	表記方法修正
令和4年7月22日	I－4－②	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号、別表第二項80、82、83の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号) 第43条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8項、別表第二の80、82、83の項	事後	根拠法令の改正に伴う項番の変更、表記方法修正、誤記載削除
令和4年7月22日	II－1	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数増加による
令和4年7月22日	II－1	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月22日	II－2	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年3月29日	I－1－②	⑥保険料の徴収に関する業務	⑥保険料の徴収・還付に関する業務	事前	公金受取口座情報の利用開始
令和6年3月29日	I－1－③	3 団体内統合利用番号連携サーバー	3 団体内統合利用番号連携サーバー 4 中間サーバー	事前	公金受取口座情報の利用開始
令和6年3月29日	I－3	第46条	第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号) 第9条	事前	公金受取口座情報の利用開始
令和6年3月29日	I－4－②	第19条第8項、別表第二の80、82、83の項	第19条第8号、別表第二の80、82、83の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号) 第2条第25項	事前	公金受取口座情報の利用開始
令和6年3月29日	I－5－①	市民部市民課	環境市民部市民課	事後	令和5年4月1日付変更
令和6年3月29日	I－8	市民部市民課 山口県光市中中央六丁目1番1号 0833-72-1428	環境市民部市民課 山口県光市中中央六丁目1番1号 0833-72-1428	事後	令和5年4月1日付変更
令和6年3月29日	II－1	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年3月29日	II－2	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	I－1－②	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、山口県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、被保険者(75歳以上の人、65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人)の資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料賦課、徴収に関する業務を行っている。	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、山口県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、被保険者(75歳以上の人、65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人)の資格管理、資格確認書等の発行、医療給付、保険料賦課、徴収に関する業務を行っている。	事後	マイナ保険証の本格実施
令和7年3月25日	I－1－②	②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に係る事務	②資格確認書等に係る事務	事後	マイナ保険証の本格実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表の85の項	事後	根拠法令の改正に伴う変更等
令和7年3月25日	I－4－②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8項、別表第二の80、82、83の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 115、117の項	事後	根拠法令の改正に伴う変更
令和7年3月25日	II－1	令和5年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	II－2	令和5年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	IV－8 人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・特定個人上の記載がある申請書等の進達 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	
令和7年3月25日	IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)等に則り、漏洩・消滅・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。具体的な取組みとしては、 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管 ・特定個人情報を含む書類を郵送する際は、宛先に間違いはないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどダブルチェックを実施 ・廃棄書類のダブルチェックを実施 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	